

ジュニアレッスンに関する規程（案）

1. 目的

本規程は、川口市テニス協会主催のジュニアレッスン事業を明確にし、ジュニアレッスンの円滑な運営を可能にすることを目的とする。

2. ジュニアレッスンの種類

本会主催のジュニアレッスンは

- 普及事業（普及ジュニア）
- 強化事業（強化ジュニア）
- 特別強化事業（特別強化ジュニア）とする

3. 普及事業（普及ジュニア）

- ① 対象 小学生・中学生
- ② 日時 毎週日曜日 AM7:00～AM8:45
ただし悪天候・大会等の理由により中止もしくは時間短縮などがあります
- ③ 会場 青木町公園内庭球場（砂入人工芝コート） 8面使用（5～12番コート）
- ④ 会費 ¥7,500/6カ月（4～9月期・10～3月期）
各期1か月前までに振り込みを完了する
- ⑤ 面接 原則的に各期開始1か月前の日曜日
定員に達していない場合に限り途中入会7月・1月の入会を認める。
途中入会は残りの期間の会費として¥4,000を徴収する
- ⑥ 定員 子供たちの安全面を考慮し最大120名程度とする
- ⑦ 指導者 普及ジュニア部会で推薦しジュニア委員会で任命する。
指導するにあたり、指導者資格やAEDなどの救急法の知識を有する者が望ましい
- ⑧ 諸謝金 指導者への諸謝金は役員手当等の支給に関する規程で定めるものとする
原則として悪天候等による当日中止の場合、諸謝金は支払われないこととする
- ⑨ 保険 受講者・指導者全員傷害保険に加入する

4. 強化事業（強化ジュニア）

- ① 対象 小学生・中学生
- ② 日時 毎週土曜日 AM6:45～AM8:45
ただし悪天候・大会等の理由により中止もしくは時間短縮などがあります
- ③ 会場 青木町公園内庭球場（砂入人工芝コート）7面使用（6～12番コート）
- ④ 会費 市内在住・在学 ¥4,500/3カ月（4～6月期・7～9月期・10～12月期・1～3月期）
その他の方 ¥7,500/3カ月（4～6月期・7～9月期・10～12月期・1～3月期）
川口市テニス協会の特別強化指定事業の為、協会から一部補助あり
各期1か月前までに振り込みを完了する

- ⑤ 面接 原則的に各期開始 1 か月前の第 1 土曜日
- ⑥ 定員 レベルに応じて対応するので、特に設定はしない
- ⑦ 指導者 より高度の技術・戦術などを指導するため、指導者資格を有し、A E D などの救急法の知識を有する者が望ましい
- ⑧ 諸謝金 指導者への諸謝金は役員手当等の支給に関する規程で定めるものとする
原則として悪天候等による当日中止の場合、諸謝金は支払われないこととする
- ⑨ 保険 受講者・指導者全員傷害保険に加入する

5. 特別強化事業（特別強化ジュニア）

- ① 対象 小学生・中学生又は高校生とする
- ② 日時 ジュニア委員会で立案し、理事会で承認した日程で行う
ただし悪天候・大会等の理由により中止もしくは時間短縮などがあります
- ③ 会場 青木町公園内庭球場（砂入人工芝コート）
- ④ 会費 川口市テニス協会特別強化指定事業の為、協会から一部補助あり
- ⑤ 面接 募集時に対象となるレベルを示し、定員を超える場合は締め切り後選考を行う
- ⑥ 定員 ジュニア委員会で立案し理事会で承認する
- ⑦ 指導者 ジュニア委員会で推薦し理事会で承認した指導者
- ⑧ 諸謝金 指導者への諸謝金は役員手当等の支給に関する規程で定めるものとする
原則として悪天候等による当日中止の場合、諸謝金は支払われないこととする
- ⑨ 保険 受講者・指導者全員傷害保険に加入する

補則 新型コロナ対策

- ① 県・市・公園管理事務所等から自粛等の要請があった場合、安全・安心の為に原則として練習を自粛する
- ② 当面の間、レッスン終了時に大会出場者との密を避ける為練習時間を下記の通りとする
 - 普及ジュニア AM7：00～8：45
 - 強化ジュニア AM6：45～8：45
- ③ 基本的感染拡大対策を十分に講じ、安全・安心に開催できるよう努める

以上

令和 3 年 5 月 16 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 24 日 一部改訂